

国自旅第316号  
令和2年11月27日

北海道運輸局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

東北運輸局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

関東運輸局長 殿

自動車局長

### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

北陸信越運輸局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

中部運輸局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

近畿運輸局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

中国運輸局長 殿

自動車局長

### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

四国運輸局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。



国自旅第316号  
令和2年11月27日

九州運輸局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。

国自旅第316号  
令和2年11月27日

沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

#### 交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について

自家用有償旅客運送は、道路運送法に基づき、地域住民等の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であるとして協議が調った場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を登録制度の下で可能とし、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。

本目的を踏まえ、交通空白地有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、本通達の発出に伴い、「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）、「公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第142号）は廃止する。